

非住宅木造設計支援事業実施要領

令和 8 年 3 月 31 日制定

(総則)

第 1 非住宅木造設計支援事業の実施については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及び広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（昭和 57 年 7 月 1 日制定。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(趣旨)

第 2 この事業は、県内において木造設計に精通した建築士が増えつつあることを背景として、県産木材及び県産材を利用して住宅以外の建築物を設計する場合にその経費の一部を助成し、非住宅建築物における木材利用を奨励することにより、森林資源の循環利用における森林整備の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 この要領で定める用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「県産木材」とは、広島県県産木材利用促進条例（平成 30 年広島県条例第 48 号）第 2 条第 1 項規定されている県内で生産又は加工された木材をいい、このうち、県内で加工された木材は、次のいずれかの方法で証明された木材をいう。なお、この事業における加工とは、製材加工をいう。

ア 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で製材加工されたことを納品書等で明記した木材

イ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「改正クリーンウッド法」という。）に基づく登録木材関連事業者が、県内で製材加工されたことを納品書等で明記した木材

(2) 「県産材」とは、県内で生産された木材のうち、合法的な手続を経て県内において伐採された丸太を製材した木材をいい、次のいずれかの方法で証明された木材をいう。

ア 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材

イ 『緑の循環』認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業者の認証林産物

ウ 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材

エ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び方法が明らかな木材（製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等に明記した木材）

オ 改正クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材

- (3) 「木造建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 5 号で規定されている主要構造部に、木材を利用した建築物をいう。
- (4) 「主要構造部材」とは、梁・桁、柱及び土台をいう。
- (5) 「木材使用量」とは、原則として主要構造部材への木材の使用量をいう。

（補助金交付の対象等）

第 4 補助金の交付の対象となる建築物等は、別表 1 のとおりとする。

（交付の申請）

第 5 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「設計者」という。）は、要綱第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 要綱別記様式第 2 号（その 1）事業計画書の内訳書（別記様式第 1 号）
- (2) 設計業務費の算定根拠となる資料（経費内訳書、見積書等）
- (3) 建築物の延床（予定）面積の確認ができる資料（基本計画書等）
- (4) 建築予定地の位置図
- (5) 建築士事務所登録証明書（写し）又は建築士事務所登録申請書の登録完了後の副本（写し）

（交付の条件）

第 6 規則第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定により附する条件は、要綱第 4 条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 工事にあたっては、木材使用量に占める県産木材又は県産材割合が 50%を超えること。ただし、やむを得ない事由があると知事が特に認める場合はこの限りではない。

(補助金の実績報告)

第7 要綱第7条第2項に規定する事業実績書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 要綱別記様式第2号(その1)事業実績書の内訳書(別記様式第1号)
- (2) 設計業務費の算定根拠となる資料(契約書、経費内訳書、請求書等)
- (3) 建築物の設計延床面積の確認ができる資料(平面図、面積計算表等)
- (4) 木材使用量及び県産木材又は県産材使用量の確認ができる資料(工事仕様書、矩計図、木拾い表、構造計算(概要)書等)

(工事完了報告)

第8 設計者は、建築物の工事が完了したときは、次に定める書類を遅滞なく知事に提出するものとする。

- (1) 工事完了報告書(別記様式2号)
- (2) 建築物の延床面積の確認ができる資料(平面図、面積計算表等)
- (3) 木材使用量及び県産木材又は県産材使用量の確認ができる資料(木拾い表、出荷証明書等)
- (4) 竣工写真

(設計者の責務)

第9 設計者は、補助金の交付の対象となる建築物の竣工時に木材使用量に占める県産木材又は県産材割合が50%を超えるよう、工事仕様書や図面等の設計業務の成果品に県産木材又は県産材の使用を付記するものとする。

- 2 設計者は、本事業の取組内容や成果等について、積極的に広報に努めるものとする。
- 3 設計者は、知事から依頼があった場合、アンケート及び広報等について、協力に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 4 関係)

区 分	内 容
補助金の交付の対象となる建築物	<p>住宅以外の新設の木造建築物で、次のすべてを満たすもの。</p> <p>ただし、国、県、市町、これらの関係機関並びに独立行政法人等の公共施設及び公用施設、並びに風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業施設を除く。</p> <p>なお、木造と他の構造との混構造の建築物については、知事と協議すること。</p> <p>(1) 木材使用量に占める県産木材又は県産材割合が 50%を超えること。</p> <p>(2) 延床面積が 200 m²を超えること。</p> <p>(3) 補助金の交付決定があった日の属する会計年度内に設計業務が完了するものであること。</p> <p>(4) 設計業務が完了した翌々年度末までに工事完了が見込まれるものであること。</p>
補助金の交付の対象となる者	<p>建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき広島県知事の登録を受けた県内の建築士事務所。</p> <p>なお、補助金交付申請内容を発注者に説明し承諾を得た者。</p>
補助金の交付の対象となる経費	<p>基本設計及び実施設計費（諸経費を含む。）。</p> <p>ただし、次の経費は対象外とする。</p> <p>(1) 基本計画費、解体撤去設計費、設備設計費及び外構等建物周辺施設設計費。</p> <p>(2) 確認申請、工事契約に関する事務に要する経費、工事監理、工事着手後の設計変更その他木造建築物の設計に直接関係しない経費。</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税相当額。</p> <p>なお、建築士法第 25 条に基づく国土交通省告示の業務報酬基準に準拠すること。</p> <p>また、県補助金は、補助事業に要する（した）経費に補助率を乗じて得た額（千円未満は切り捨てた額）以内とすること。</p> <p>加えて、他の補助金を活用する場合は、その補助対象経費を補助事業に要する（した）経費から控除すること。</p>

別記様式第2号（第8関係）

年 月 日

広島県知事様

住所
名称
代表者氏名

工事完了報告書

年度森林経営管理推進事業（非住宅木造設計支援事業）により実施した建築物の工事が完了したので、実施要領第8の規定により、次のとおり報告します。

区分	項目	内容	
建築物概要	建築物名称		
	建築地		
	建築主名		
	地域区分	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> その他地域	
	防火性能等	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物（分） <input type="checkbox"/> その他	
	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 工場及び作業場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 学校の校舎 <input type="checkbox"/> 病院・診療所 <input type="checkbox"/> その他	
	用途		
	構造・階数		
	延床面積	m ²	
	木材使用量	m ³	
うち県産木材		m ³ 又は、うち県産材	m ³
	県産（木）材割合	%	
設計	設計期間	基本計画	年 月 日～年 月 日
		基本設計	年 月 日～年 月 日
		実施設計	年 月 日～年 月 日
	設計業務費	円	
施工	施工者名		
	工事期間	年 月 日～年 月 日	
	工事費	円、うち木工事費 円	
担当者連絡先	所属		
	氏名		
	電話		
	メールアドレス		
交付決定指令番号		年 月 日付け指令林業第 号	